平成１８年（排）第３６号

排　除　命　令　書

群馬県吾妻郡草津町大字草津５１３番地１０
有限会社さつき物産
同代表者　代表取締役　吉　田　み　ち　子

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　有限会社さつき物産は，直営の小売店舗又は取引先の観光土産品の小売業者を通じて一般消費者に販売している「草津温泉湯の花」と称する入浴剤（３００グラム入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１４年２月ころ以降，当該入浴剤の包装袋において行っている，当該入浴剤の原材料として原油から生産された硫黄と炭酸カルシウムを混ぜたものを用いているにもかかわらず，あたかも，原材料として群馬県吾妻郡草津町に所在する温泉で採集された湯の花を用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該入浴剤の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　有限会社さつき物産は，今後，「草津温泉湯の花」と称する入浴剤（３００グラム入り）又はこれと同種の入浴剤の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該入浴剤の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　有限会社さつき物産は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければ

ならない。

事　　実

1　有限会社さつき物産（以下「さつき物産」という。）は，肩書地に本店を置き，観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

2　さつき物産は，遅くとも平成１４年２月ころ以降，「草津温泉湯の花」と称する粉末状の入浴剤（３００グラム入り。以下「草津温泉湯の花」という。）を肩書地に所在する直営の小売店舗又は群馬県吾妻郡草津町に所在する取引先の観光土産品の小売業者を通じて一般消費者に販売している。

3 (1) 湯の花は，温泉の成分が析出し又は沈殿したものであり，湯の花を乾燥させ粉末状にしたものは家庭用の入浴剤として一般消費者に販売されている。

(2) 群馬県吾妻郡草津町に所在する温泉（以下「草津温泉」という。）のゆう出地である湯畑は，草津温泉の湯の花の採集地として，一般消費者に認識されている。

4　さつき物産は，草津温泉湯の花の包装袋（別添写し）の前面に「天下の名湯　草津温泉湯の花」と記載することにより，あたかも，当該入浴剤の原材料として草津温泉において採集された湯の花が用いられているかのように示す表示をしているが，実際には，原材料として草津温泉で採集された湯の花は用いられておらず，原油から生産された硫黄と炭酸カルシウムを混ぜたものが用いられているものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，さつき物産は，入浴剤の内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後

の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生